

申請に対する処分

処分名	選挙人名簿の閲覧申請
根拠法令	公職選挙法第28条の2，同法第28条の3，選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事務処理要綱
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人

- ア 選挙人名簿に登録されている選挙人
- イ 政党その他の政治団体，公職の候補者等
- ウ 国又は地方公共団体

申請の方法

選挙人名簿抄本閲覧申請書を選挙管理委員会委員長へ提出する。この際に本人確認できる顔写真付き身分証明書等を提示する。

閲覧の許可等の要件

- ア 特定の者が選挙人名簿に登録された者である場合
- イ 政党その他の政治団体，または公職の候補者等が公共及び公共性のある活動のために利用する場合
- ウ 国又は地方公共団体が公共的要請に基づく各種調査等に利用する場合
- エ 報道機関，大学等の学術機関が公共及び公共性のある世論調査等に利用する場合
- オ その他委員会が認めた場合

2 標準処理時間

1日